東京都市計画地区計画の変更(豊島区決定) 都市計画南池袋二丁目A地区地区計画を次のように変更する。

HI111	即印刷門他教一「日本地色地色計画でひかように変更する。							
	名  称                                 名  称							
	面積※	約 1.2 ha						
	地区計画の目標 池袋副都心に隣接した立地特性を活かし、サンシャインシティや東池袋四丁目再開発地区と連携した地			開発地区と連携した地域	成の拠点となるよ			
		う、土地の高度利用を	を図るとともに、安全では	<b>火適なまちの実現をめざす。また、地」</b>	上及び地下で回遊性を高め	める歩行者空間を		
				f者ネットワークを形成するとともに、				
		形成をめざす。						
		このため、地区内の大規模低未利用地の活用や敷地の共同化を進めるとともに、業務・商業系機能の導入等による土地利用						
	転換を図り、住宅・業務・商業等の多様な都市機能の集積による、副都心と連携したにぎわいのあるまちの				形成を誘導する。			
また、池袋駅から連続する緑豊かな軸として、緑			緑化空間の確保や待路樹の充実を図	る。 	10/9 <b>(</b> Ch) 11 / 00			
小世梅設等の敕備の   小世梅設等の敕備古針を次のように定める					<b>3</b> 0			
区域	方針							
	7321	1						
の整備		2 米値袋がからの利便性を向上させるため、地下に歩行す通路を整備する。 3 緑豊かで、にぎわいのある地区広場を整備する。						
備				快適に通行できる歩道状空地を整備す	る。			
	5 動地中中郊には、同遊性の向上を図るため、協設建筑物の1階部へを貫通するよう表で教職機士を							
開	建築物等の整備の							
開発   建築物等の整備の   建築物等に関する整備方針を次のように定める。   1 緑豊かでゆとりのある歩行者空間を確保し、ゆとりのある都市空間を形成するため、壁面の位置では、					ため、壁面の位置の制限	を定める。		
一祭	7321			に配慮し、圧迫感の低減を図る。	(2)、 主曲。   上声:	. 4/4/ 00		
保				と調和させた都市景観を創出する。				
全					いのある街並みを形成す	ろため 商業施設		
[급			4 都市計画道路環状5の1号線沿道においては、幹線道路沿道に相応しいにぎわいのある街並みを形成するため、商業施設や生活支援施設を整備する。					
りませ		5 低層部には、豊島区庁舎を整備し、新たな地域の拠点の形成を図る。						
7		6 高層部には、ファミリー世帯を中心とした居住機能を整備し、多様な世代の交流による新たな都市コミュニティの形成を						
一方		<ul><li>の 同層的には、ファミケー医師を中心とした百年域配を歪曲し、多塚な医しの文化による利にな都申ュミューティッカが及る。</li></ul>						
針		7 環境負荷を軽減し、効率的なエネルギー利用を促進するため、地域冷暖房施設等を導入する。						
	位置	豊島区南池袋二丁目地内						
	面積	約 1. 2 h a						
再	土地利用に関する							
開	基本方針	業・住宅が一体となった計画的複合市街地を形成する。						
再開発等促進区	主要な公共施設の	種類	名称	幅員	延 長	備考		
一促	配置及び規模	道路	区画道路1号	8m 現道の幅員が8m以上の部		拡幅		
進		<u> </u>		分については現道の幅員	約175m	一部既設		
区			区画道路2号	8 m	約 90m	拡幅		
		その他の公共空地	地下通路	4 m	約 60m	新設		
		_ ,_ :			., .	101 104		

1.1		位置	豊島区南池袋二丁目:	地内				
地区整備計画		面積	約 1. 0 ha					
		区施設の配置及び	種類	名 称	幅員	延長	備	考
	規模	英	広 場	地区広場	面積 約90	$0.0\mathrm{m}^2$	新	考設
			その他の公共空地	歩道状空地1	4 m	約140m	新	設設設設
				歩道状空地 2	4 m	約 45m	新	設
				歩道状空地3	4 m	約 65m	新	設
				步行者通路	4 m	約 65m	新	設
	建	地区の名称	再開発地区					
	築	区分面積	約 1. 0 ha	746544 (日 1/2) 2465	ナルフィルルマケィンナーブル ケケン・HH トランル (土)	** 0	口)~扣凸,1	- 스 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	物	建築物等の用途			制及び業務の適正化等に関する法律領	第2条第1項及び第6項各	号に規定す	る宮美
	17	の制限	1 区役所本庁舎	除く)以外の建築物は建	架してはなりない。			
	関							
	建築   1.0							
	8 店舗、飲食店							
	9 自動車車庫、自転車駐車場							
10 倉庫(倉庫業を営むものを除く)								
					らに類するもので公益上必要なもの			
			12 建築基準伝第48 13 その他、区長が	条に基づき特定行政庁が	計刊したもの			
			13 ての他、区長が14 前各号の建築物					
	-	建築物の容積率	10分の80	「一門/内グ ひり				
		の最高限度		30以上を住宅の用に供	するもの、及び10分の20以上を	商業・業務またけ公共・公	益施設の用	に供す
		*プスロバス	るものとしなければ			四米 水沥 870 847 4		1(-)()
		建築物の容積率		<u> </u>				
		の最低限度	10分の30					
		建築物の高さの	G. L. + 1 9 0 m					
		最高限度	G. L. T 1 9 U M					
	建築物の敷地面   5,000㎡							
		建築物の建築面	$1, 000m^2$					
		積の最低限度	2, 000 m					

壁面の位置の	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図3に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の			
制限	いずれかに該当する建築物及び建築物の部分については、この限りでない。			
	1 地盤面下の部分			
	2 地下駐車場の車路出入口			
	3 歩行者の安全を確保するために必要な庇			
	4 給排気施設			
	5 その他、区長が公益上必要なもので、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたもの			
建築物等の形態	1 建築物の壁面後退部分、及び建築物の低層部の屋上部分については、みどりのネットワークの形成に貢献するよう、積極			
又は色彩その他	的に緑化を行う。			
の意匠の制限	2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色をさけ、周辺環境と調和したものとする。			
	3 建築物の1階部分の環状5の1号線に面する部分については、商業施設若しくは生活支援施設を整備し、当該部分にガラ			
	ス等の透過性のある素材の使用や、オープンテラス、ショーウィンドーの設置等により、沿道の賑わいの創出に配慮したも			
	のとする。			
	4 屋外広告物は、都市景観を充分に配慮したものとする。			
壁面後退区域に	壁面後退部分には、垣またはさく、その他歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、建築物			
おける工作物の	の保安及び管理上やむを得ないと区長が認めたものは、この限りでない。			
設置の制限				

- (1) 地区広場と歩行者通路は、当該面積の合計の10分の4以上を緑化すること。ただし、地区広場、歩行者通路のいずれかに集約し、緑化することができるものとする。
- (2) 建築物の容積率の最高限度及び最低限度に係る部分については、次の部分を延べ面積に算入しない。
  - 1. 当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)の5分の1を限度として、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分
  - 2. 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
  - 3. 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分のうち、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く部分(当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1)
- (3) 建築物の高さの最高限度におけるG. L. については、「G. L. = T. P. + 3 1. 9 m」とする。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図に示すとおり。」

理由: 南池袋二丁目A地区の更なる利便性、回遊性の向上並びに周辺市街地と連携した歩行者ネットワークの形成を図るため、地区計画を変更する。

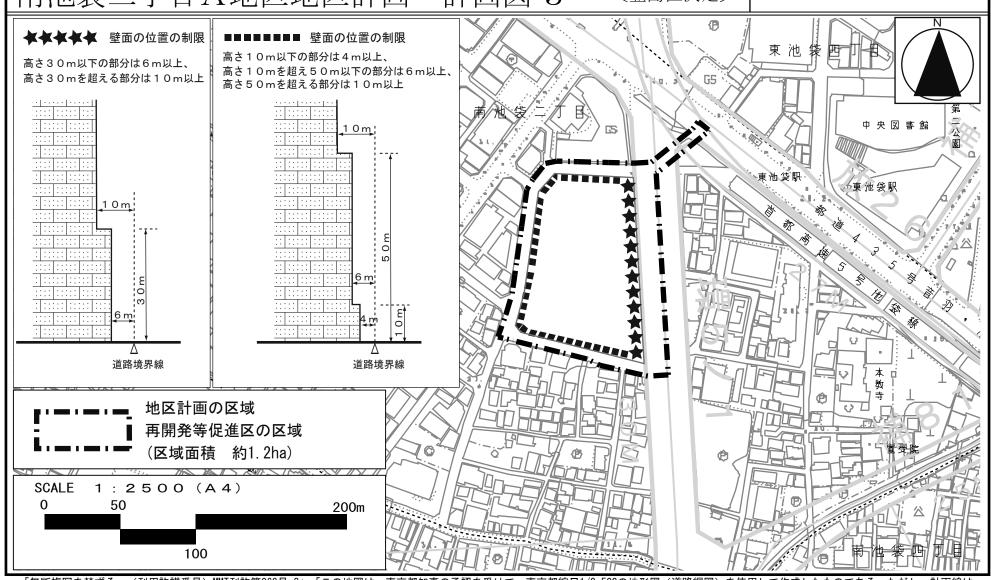


「無断複写を禁ずる。(利用許諾番号)MMT利許第069号-3」「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、 都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)23都市基街測第126号 平成23年12月19日」

## 東京都市計画地区計画 南池袋二丁目A地区地区計画 計画図 2 [豊島区決定] 二公園 地下通路 中央図書館 凡例 主要な公共施設(2号施設) 東池袋駅 区画道路(幅員8m) 地下通路(幅員4m) 歩行者通路 地区施設 ₩ 地区広場(約900㎡) 歩道状空地3 步行者通路(幅員4m) 地区計画の区域 再開発等促進区の区域 (区域面積 約1.2ha) SCALE 1:2500 (A4) 50 200m 100

「無断複写を禁ずる。(利用許諾番号)MMT利許第069号-3」「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、 都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)23都市基街測第126号 平成23年12月19日」

## 東京都市計画地区計画 計画図 3 (豊島区決定)



「無断複写を禁ずる。(利用許諾番号)MMT利許第069号-3」「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、 都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)23都市基街測第126号 平成23年12月19日」